

堺市立こどもリハビリテーションセンターの指定に係る選定の実施について

1 施設の名称

堺市立北こどもリハビリテーションセンター

堺市立南こどもリハビリテーションセンター

2 現在の指定管理者

社会福祉法人堺市社会福祉事業団

※ 指定期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで(5年間)

※ 前回の選定 非公募

3 選定手続

(1) 堺市立北こどもリハビリテーションセンター

① 選定方法

公募による。

② 審査方法

- ・堺市立こどもリハビリテーションセンター条例第12条第3項に規定する指定の要件を基本として、堺市健康福祉局指定管理者候補者選定委員会において応募書類の審査及び面接審査を実施する。
- ・すべての応募団体を対象に、書類審査及び面接審査を実施し、最終得点で最上位の応募団体を候補者として選定する。
- ・選定結果を受けて、市として指定管理者の候補者を決定し、指定議案を議会に上程する。

(2) 堺市立南こどもリハビリテーションセンター

① 選定方法

非公募による。

② 非公募理由

これまでこどもリハビリテーションセンターの指定管理者を担ってきた堺市社会福祉事業団は、経験や実績、高度な専門性やマンパワー、ネットワーク等を蓄積しており、本市の障害児施策にとって今後も当該事業団が培ってきたノウハウを最大限に活用することにより、安定的に質の高い障害児療育の実施に取り組むことができる。また、北こどもリハビリテーションセンターに新しい事業者が選定された場合、事業団のノウハウを新事業者にフィードバックすることで、運営スキルの向上が期待できるほか、事業団と民間事業者との比較を通して課題を洗い出し、改善策を検討した上で事業運営に反映することで、より質の高い市民サービスを提供することができる。

以上の理由により、南こどもリハビリテーションセンターの次期指定管理者の選定について、公募は行わず、引き続き同団体を指定管理者とすることとして選定手続を進めることとする。